

福島県環境基本計画等の計画期間延長について

令和 3 年 2 月 1 日
生 活 環 境 部

1 計画名

- (1) 福島県環境基本計画
- (2) 福島県循環型社会形成推進計画
- (3) 福島県廃棄物処理計画
- (4) 福島県水環境保全基本計画
- (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画
- (6) 福島県環境教育等行動計画

2 延長期間

現計画の計画期間（終期：令和 2 度）を令和 3 年度まで延長する。

3 延長する理由

県の最上位計画である次期「福島県総合計画」（以下「総合計画」という）については、新型コロナウイルス感染症の影響により策定時期が延期されていたが、今般、計画の始期を令和 4 年度とすることが示されたところである。

上記 1（1）の環境基本計画は、総合計画の部門別計画に位置付けられており、また（2）～（6）は環境基本計画の個別計画であることから、これらの計画の始期については総合計画と整合性を図り、令和 4 年度とする予定である。

現計画の終期と次期計画の始期との間に空白期間を生じさせることなく、計画的に環境施策を推進するため、現計画の終期を令和 3 年度まで延長する。

4 目標値の取り扱い

令和 3 年度の目標値については、令和 2 年度の目標値を令和 3 年度の目標値として読み替えることとする（ただし、令和 3 年度の目標値があるものを除く）。